

# 全国児童福祉主管課長会議

## 追加資料(家庭福祉課)

平成19年2月23日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課

# 目次

## 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

(1) 母子家庭の就業支援対策の強化について	1
(2) 平成19年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	2
(3) 養育費相談・支援センター事業について	3
(4) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善について	3
(5) 児童扶養手当について	3

### (参考資料)

(資料1) 成長力底上げ戦略(基本構想)ー概要ー	5
(資料2) 各母子家庭等就業・自立支援センターにおける 事業の実施状況(平成16年度)	7
(資料3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例	8
(資料4) 母子自立支援プログラム策定件数実績について	11
(資料5) 母子自立支援プログラム策定事業好事例について	12
(資料6) 平成19年度母子家庭の母の就業の促進を図る 優良企業等の表彰実施要領(案)	16
(資料7) 母子寡婦福祉貸付金の償還に係る各自治体独自の 取組例について	20
(資料8) 母子寡婦福祉貸付金償還率について	21

## 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

母子家庭等対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が成立し、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところである。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議において、再チャレンジ支援総合プランが決定されたほか、今般、新たに母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標設定などを含む「成長力底上げ戦略」がスタートしたところである。（資料1（5頁））

平成19年度においては、こうした状況を踏まえるとともに、特別措置法が最終年度を迎えることもあり、下記のとおり、就業支援をはじめとして、自立支援対策の強化を図っていくこととしており、各自治体におかれても、従前以上の強力な取組をお願いしたい。

（子育て・生活支援）

- ①新たに母子生活支援施設等を退所する母子家庭等のための身元保証人確保対策事業の創設

（就業支援）

- ②母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開
- ③母子自立支援プログラム策定事業や母子家庭自立支援給付金事業の実施自治体の拡充
- ④母子家庭の母が在宅就業の機会を得るための支援事業の創設
- ⑤母子家庭の母を積極的に雇用する民間企業に対する法人からの寄付金について、税制上の優遇措置の創設

（養育費の確保）

- ⑥養育費取り決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談・支援センター」の創設
- ⑦母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の設置

### （1）母子家庭の就業支援対策の強化について

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業について

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、中核市による事業の実施が懸案となっていたが、平成19年度においては、都道府県と

の共同設置や、都道府県による代行実施等を含め、全国でセンター事業によるサービスの提供体制が整う予定である。今後は、各地の好事例を参考としつつ、地域の実情に合った取組の強化を図ることにより、就職実績等の向上に力を入れていただきたい。（資料2（7頁）、資料3（8頁））

#### イ 母子自立支援プログラム策定事業について

本年度から全国展開している母子自立支援プログラム策定事業については、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う上で極めて有効な事業となっており、昨年4月から12月までの8か月の間に、資料4（11頁）のように新たな就職や転職が可能となるなど成果が上がっているところである。未実施の自治体においては、早急に事業をスタートするとともに、広域的な対応が適当な地域においては共同実施を検討されたい。

なお、事業実施に当たっては、新たに母子自立支援プログラム策定員を設置する方法のほか、母子自立支援員等との兼務など地域の実情に適した方法を採用することにより、平成19年度中に、すべての対象自治体において試行的な形ででも実施するよう検討されたい。

については、各自治体において事業開始が容易となるように、母子自立支援プログラム策定員の設置要綱を見直すとともに、平成19年度の補助金交付については、従前の仕組みを改め、プログラム策定件数に応じた交付方式を導入することを予定している。詳細については、3月の担当者会議の場でお示ししたいと考えている。

また、事業実施に当たっては、児童扶養手当の申請時や現況届提出時等の機会を捉えて事業の紹介を行う、母子家庭の便宜を考慮し、週末・夜間に相談援助を行う、事業の目標値をハローワークと共有するなど、効果を上げるための工夫が重要である。資料5（12頁）は、現在、既に本事業に取り組んでいる自治体の好事例であり、こうした取組などを参考にしつつ、各自治体ごとに、プログラム策定数などの目標値を定め、事業実績の向上に向けて計画的な取組を進められたい。

#### **（2）平成19年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について**

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業等を対象として、実施するものであり、平成19年度においては、資料6（16頁）の要綱（案）に基づき実施する予定である。各自治体におかれては、企業の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

### **(3) 養育費相談・支援センター事業について**

平成19年度より、国においては、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談・支援センター」を創設することとしている。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年10月より、養育費専門の相談員を配置することとしているが、その選任に当たっては、家庭裁判所の調査官OB等の活用を検討するほか、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも差し支えないものとする。

なお、養育費の相談は、離婚後のみならず離婚前の段階で実施することが適当な場合も多いことから、離婚前の者を対象とした相談についても積極的に取り組んでいただきたい。

資料3(10頁)は、母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費の取り決めや離婚相談等の特別相談に関する好事例であり、今後の事業実施に当たっての参考とされたい。

また、「養育費相談・支援センター」においては、養育費相談・支援に関する研修を平成19年9月を目途に実施する予定なので、新たに配置する養育費専門相談員や養育費の相談に従事する母子自立支援員等の積極的な参加をお願いしたい。

### **(4) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善について**

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

平成19年度予算(案)については、償還率の向上が図られることを前提とし、対前年度3千万円の減額となったところであるので、各自治体においては、他の自治体の取組事例(資料7(20頁)、資料8(21頁))も参考にしながら、地域の実情を踏まえ、具体的な目標を設定するなど計画的な取組を行い、償還率の向上に努めていただくようお願いする。

### **(5) 児童扶養手当について**

#### **ア 児童扶養手当の手当額について**

平成18年の消費者物価指数の実績値は0.3%である。現在の手当額は、物価スライド規定どおりに計算した額に比べ1.7%かさ上げされているため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、その解消を図るため、手当額につ

いては据え置きとされる予定である。

手当額

	(平成18年度)		(平成19年度)
全部支給 (月額)	41,720 円	→	据え置き
一部支給 (月額)	41,710 円	→	据え置き
	～ 9,850 円		

イ 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月施行予定の児童扶養手当の一部支給停止については、今後、①一部支給停止の対象外とする者の範囲、②支給停止する額について、政令を定める作業を進めることとしている。具体的な作業は、現在調査中の全国母子世帯等調査、児童扶養手当受給状況調査の結果を含め、各種関連データを収集分析するとともに、改正法の附帯決議の趣旨を踏まえ検討を進めることとしており、平成20年度予算編成の過程で結論を得ることになると考えている。

# 成長力底上げ戦略（基本構想）－概要－

## I. 基本的な姿勢

### 1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

### 2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

### 3. 3本の矢 －「人材投資」を中心に

#### 【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

#### 【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していながら、その機会に恵まれない人」への支援

#### 【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

## II. 戦略の基本構想

### 1. 人材能力戦略 －“能力発揮社会”の実現－

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

#### （1）「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

#### （2）大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

#### （3）官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

## **2. 就労支援戦略** — 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

### **（1）『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定**

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

### **（2）「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ**

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

## **3. 中小企業底上げ戦略** — 生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

### **（1）「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成**

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

### **（2）「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ**

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

### **（3）最低賃金制度の充実**

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

## **4. 戦略の推進体制** — 官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

### **（1）戦略推進体制の整備**

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

### **（2）戦略の進め方**

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。



## 各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	( 1.22 )	419	( 1.19 )	34	( 0.10 )
	2	青森県	148	( 1.01 )	2,606	( 17.73 )	5	( 0.03 )
	3	岩手県	282	( 2.86 )	187	( 1.90 )	21	( 0.21 )
	4	宮城県	98	( 1.01 )	105	( 1.08 )	16	( 0.16 )
	5	秋田県	4,226	( 73.29 )	218	( 3.78 )	261	( 4.53 )
	6	山形県	80	( 1.18 )	121	( 1.78 )	7	( 0.10 )
	7	福島県	434	( 4.45 )	122	( 1.25 )	13	( 0.13 )
	8	茨城県	-	( - )	50	( 0.24 )	-	( - )
	9	栃木県	545	( 5.82 )	690	( 7.36 )	48	( 0.51 )
	10	群馬県	131	( 1.01 )	38	( 0.29 )	6	( 0.05 )
	11	埼玉県	778	( 2.40 )	588	( 1.81 )	29	( 0.09 )
	12	千葉県	341	( 1.39 )	58	( 0.24 )	119	( 0.48 )
	13	東京都	164	( 0.22 )	189	( 0.26 )	6	( 0.01 )
	14	神奈川県	-	( - )	79	( 0.50 )	-	( - )
	15	新潟県	281	( 3.26 )	-	( - )	30	( 0.35 )
	16	富山県	387	( 11.15 )	863	( 24.87 )	71	( 2.05 )
	17	石川県	239	( 6.22 )	92	( 2.39 )	16	( 0.42 )
	18	福井県	229	( 5.09 )	165	( 3.66 )	31	( 0.69 )
	19	山梨県	-	( - )	45	( 0.88 )	-	( - )
	20	長野県	5,940	( 55.90 )	241	( 2.27 )	403	( 3.79 )
	21	岐阜県	84	( 0.95 )	236	( 2.67 )	4	( 0.05 )
	22	静岡県	870	( 6.39 )	119	( 0.87 )	57	( 0.42 )
	23	愛知県	1,589	( 7.50 )	177	( 0.84 )	108	( 0.51 )
	24	三重県	3	( 0.02 )	79	( 0.64 )	1	( 0.01 )
	25	滋賀県	323	( 4.03 )	30	( 0.37 )	59	( 0.74 )
	26	京都府	313	( 3.97 )	48	( 0.61 )	78	( 0.99 )
	27	大阪府	599	( 1.32 )	581	( 1.28 )	142	( 0.31 )
	28	兵庫県	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	29	奈良県	981	( 13.61 )	182	( 2.53 )	63	( 0.87 )
	30	和歌山県	-	( - )	37	( 0.65 )	-	( - )
	31	鳥取県	89	( 1.92 )	2,175	( 46.91 )	7	( 0.15 )
	32	島根県	171	( 3.78 )	123	( 2.72 )	9	( 0.20 )
	33	岡山県	134	( 2.67 )	69	( 1.38 )	17	( 0.34 )
	34	広島県	59	( 0.72 )	60	( 0.73 )	1	( 0.01 )
	35	山口県	54	( 0.46 )	113	( 0.95 )	10	( 0.08 )
	36	徳島県	63	( 1.02 )	174	( 2.83 )	3	( 0.05 )
	37	香川県	70	( 1.38 )	83	( 1.64 )	18	( 0.36 )
	38	愛媛県	15	( 0.20 )	82	( 1.11 )	2	( 0.03 )
	39	高知県	771	( 21.49 )	-	( - )	56	( 1.56 )
	40	福岡県	1,532	( 6.02 )	111	( 0.44 )	173	( 0.68 )
	41	佐賀県	147	( 2.02 )	40	( 0.55 )	24	( 0.33 )
	42	長崎県	-	( - )	167	( 1.91 )	-	( - )
	43	熊本県	520	( 5.68 )	190	( 2.07 )	76	( 0.83 )
	44	大分県	292	( 4.95 )	50	( 0.85 )	125	( 2.12 )
	45	宮崎県	280	( 3.07 )	103	( 1.13 )	45	( 0.49 )
	46	鹿児島県	134	( 1.25 )	60	( 0.56 )	20	( 0.19 )
	47	沖縄県	5	( 0.02 )	177	( 0.87 )	3	( 0.01 )

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	( 14.30 )	563	( 3.02 )	147	( 0.79 )
	49	仙台市	93	( 1.43 )	124	( 1.91 )	18	( 0.28 )
	50	さいたま市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	51	千葉市	510	( 9.26 )	123	( 2.23 )	102	( 1.85 )
	52	横浜市	66	( 0.37 )	72	( 0.40 )	1	( 0.01 )
	53	川崎市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	54	静岡市	-	( - )	41	( 0.26 )	-	( - )
	55	名古屋市	229	( 5.52 )	352	( 8.48 )	14	( 0.34 )
	56	京都市	260	( 2.16 )	243	( 2.02 )	26	( 0.22 )
	57	大阪市	855	( 2.99 )	711	( 2.49 )	197	( 0.69 )
	58	神戸市	132	( 1.07 )	197	( 1.60 )	5	( 0.04 )
	59	広島市	622	( 7.71 )	251	( 3.11 )	46	( 0.57 )
	60	北九州市	482	( 4.59 )	61	( 0.58 )	28	( 0.27 )
	61	福岡市	273	( 2.15 )	192	( 1.51 )	75	( 0.59 )
	62	旭川市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	63	函館市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	64	秋田市	-	( - )	39	( 1.69 )	-	( - )
	65	郡山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	66	いわき市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	67	宇都宮市	355	( 10.61 )	230	( 6.87 )	38	( 1.14 )
	68	川崎市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	69	船橋市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	70	横須賀市	-	( - )	4	( 0.13 )	-	( - )
	71	相模原市	-	( - )	3	( 0.07 )	-	( - )
	72	新潟市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	73	富山市	387	( 19.54 )	863	( 43.56 )	71	( 3.58 )
	74	金沢市	32	( 1.18 )	37	( 1.37 )	8	( 0.30 )
	75	長野市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	76	岐阜市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	77	浜松市	-	( - )	-	( - )	-	( - )
	78	豊橋市	22	( 0.92 )	33	( 1.37 )	3	( 0.12 )
	79	豊田市	8	( 0.45 )	9	( 0.51 )	0	( 0.00 )
	80	岡崎市	35	( 1.96 )	5	( 0.28 )	1	( 0.06 )
	81	堺市	231	( 2.66 )	280	( 3.23 )	56	( 0.65 )
82	高槻市	42	( 1.66 )	24	( 0.95 )	6	( 0.24 )	
83	東大阪市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
84	姫路市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
85	奈良市	-	( - )	48	( 1.62 )	-	( - )	
86	和歌山市	-	( - )	20	( 0.48 )	-	( - )	
87	岡山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
88	倉敷市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
89	福山市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
90	下関市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
91	高松市	16	( 0.54 )	7	( 0.24 )	4	( 0.14 )	
92	松山市	-	( - )	493	( 8.86 )	-	( - )	
93	高知市	771	( 19.94 )	-	( - )	56	( 1.45 )	
94	長崎市	-	( - )	-	( - )	-	( - )	
95	熊本市	16	( 0.24 )	32	( 0.49 )	0	( 0.00 )	
96	大分市	292	( 7.43 )	30	( 0.76 )	125	( 3.18 )	
97	宮崎市	-	( - )	107	( 3.12 )	-	( - )	
98	鹿児島市	157	( 2.79 )	988	( 17.55 )	7	( 0.12 )	
全国平均				( 6.05 )		( 3.50 )	( 0.64 )	

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

# 母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例

## I 就業支援について

### 就業相談

#### ○巡回職業相談を実施

県域が広範囲に及ぶことから、利用者のアクセスを容易にするため、巡回相談を実施。職業紹介の許可を取得しており、相談会場での求職者登録が可能となっている。(福島県、島根県)

#### ○求人開拓を民間派遣会社に委託して実施

ミスマッチを解消するため、求職者が希望する仕事の求人開拓を、民間派遣会社に委託して実施。就職率のアップにつながっている。(新潟県、静岡県ほか)

### 就業支援講習会

#### ○講習会を週末に実施するとともに、託児室を確保

就業支援講習会を土日に開催し、仕事などで平日では都合がつかない受講者に配慮。また、会場に、託児室を設置し、乳幼児連れの受講者に配慮。(山梨県)

#### ○就労意欲を引き出すための講演会を企画・実施

- ・就労に対する意欲を引き出すため、現在のみならず、5年後、10年後に必要なマネープラン(ライフプラン)に関する講演会を実施。(船橋市)
- ・適職発見セミナーを、県、指定都市、中核市で共同開催し、効率的な事業を実施(神奈川県等)

#### ○ヘルパー講習会を社会福祉法人等に委託

- ・ホームヘルパー講習会の実施を委託した施設から、実習態度が良好な受講生を採用したいという申し出があった。講習会が知識や技能を身につける場所だけでなく、優れた人材を発掘できる場所にもなっている。(青森県、熊本県、宮崎市)
- ・ホームヘルパー講習会を母子家庭の母の自立に理解のある社会福祉法人に委託することで、高い就職率を実現(横浜市)

### その他

#### ○求人企業の実地見学の実施

(1)フォークリフト乗務作業など危険な作業を伴う求人については、紹介前に必要に応じて作業の実際や安全確認を行うため、実地見学を実施。こうした取り組みにより、相談者に対して、自分の目で確かめた情報に基づく、適切な職業紹介が可能となっている。

(大阪府)

(2)事業所内に医師が常駐するなど求人票に記載されていない福利厚生面の充実など紹介に当たって参考となる情報が収集できる。こうした情報が、求職者にとって応募してみようという動機付けになっている。(大阪府)

#### ○助成金制度を紹介し更なる雇用意欲を誘因

求人を受理した時、求人開拓のため事業所を訪問した時に、特定求職者雇用開発助成金制度を紹介することで、事業主の雇用意欲を引き出している。(大阪府)

# 個別事例

## <事例1>

### ○ポイント

離婚直後の激変期に、センターに相談しながら順を追って本人がひとつずつ問題を解決し、資格取得後就職が決定したケース。（福島県）

### ○概要

- ・本人（26歳）と子ども（1歳）の2人世帯。
- ・離婚届を役所に提出した当日、センターに来所。
- ・子どもが病気になった時など、子育てと仕事の両立に不安を抱えていたが、子どもの保育所については、比較的空きのある地域であったため、速やかに確保することができた。仕事については、実家が美容業を営んでいることもあり、美容師にも関心があったが、学費や就職までの期間を考えて断念。福祉分野にも関心があったため、ホームヘルパーの職業訓練を受講。訓練カリキュラムをこなすごとに、福祉の分野で働きたいという思いを強く持つようになった。その結果、センターが紹介した福祉分野の事業所から内定をもらうことができた。

## <事例2>

### ○ポイント

夫とその家族から言葉のDVを受け心理的に追い詰められ離婚し、「就職支援セミナー」で自身の体験を話すことなどにより自分らしさを取り戻し、就職が決定したケース（京都府）

### ○概要

- ・本人（27歳）と子ども1歳の2人世帯。
- ・「就職支援セミナー」のワークショップで自身の体験を話したこと、講師からの確かなアドバイスを受けたことにより、自分らしさを取り戻す。
- ・準備講習付き職業訓練でIT会計科講座を受講し、訓練終了間際から就職活動を開始。
- ・地域の民生委員の協力を得ることにより、子どもの保育所を確保。公的機関の臨時職員に採用され、勤務態度の評価も良く、契約期間も延長となる。同時に、スキルアップを図るとともに、正社員としての転職を目指し、センターから求人情報を受けるなど積極的な就職活動を続けている。
- ・センターを拠点とした交流会の立ち上げに、連絡係として積極的に携わっている。

## <事例3>

### ○ポイント

本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓で、希望職種（薬局事務）に転職したケース。（大分県）

### ○概要

- ・本人（34歳）と子ども（7歳と5歳）の3人世帯。
- ・一般事務（パート）から薬局事務（正社員）への転職を希望。就業時間が合わないケースが多く、これまでの職業経験を活かして、一般事務への転職を勧めたものの、本人の意志は固く、個別求人開拓を継続。その結果、転職まで1年8か月の期間という長い期間を要したが、本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓が効を奏し、薬局事務（正社員）に転職。

## Ⅱ 養育費に関する特別相談の取組例について

### ○事業PR

- 福祉事務所や関係機関のほか、公営住宅やスーパー、公民館に特別相談のチラシを設置してもらい、事業をPRしている。(山形県)
- 離婚前の相談に来所した人に法律相談のリーフレットや養育費に関するパンフレットを渡している。また、17年度末からメールマガジン(ひとり親家庭の携帯やパソコンへの情報発信)を利用して、法律相談、養育費講習会等の情報を提供している。(島根県)

### ○研修等

- 各福祉事務所の母子自立支援員等に対し、養育費に関する知識の取得やキャリアカウンセリング技術の習得など、相談業務に関する対応力向上と併せて相談機能の強化・拡充を図るため「生活自立相談事例検討会」を開催している。事例検討に当たっては、アドバイザーに弁護士を招き、対応に苦慮した相談事例等に対するアドバイスを受ける。あわせて、弁護士による養育費に関する法律的な基礎知識の習得に関する研修を実施するなどにより、養育費についての相談機能充実を図っている。(栃木県)

### ○特別相談の実施体制

- 相談者にとってタイムリーに相談ができるようにするために弁護士事務所において30分無料法律相談を実施。(秋田県)
- 弁護士による無料法律相談を毎月1回(年12回)土曜日に開催しているので、就労中の方にも受けていただきやすくなっている。(奈良県)
- 当県は、東西に細長いため、利用者の経済的な負担や利便性を考慮し、法律相談事業を県の東西2カ所で開催している。(島根県)
- 市民課と連携し、離婚届を受理後に子ども課に行き相談するように指導している。(宮崎市)

### ○センター相談員等の支援

- 相談は、本人からセンター相談員等が受付し、弁護士との連絡調整はセンターが行う。必要に応じてセンター相談員等が同行し、一緒に相談を受けることで相談が整理され、弁護士のアドバイスをきちんと伝えることができる。(秋田県)
- 長年女性問題を専門に活動し、母子家庭の問題に理解のある弁護士による法律相談を実施しているが、弁護士を前に的確に説明をできないケースも多いので、事前に相談員が聞き取りを行い、法律相談につなぐのが適切か、他の支援策を案内するのが適切かの選別を行い、法律相談が必要な場合は、問題を整理し、課題を明確にした上で実施している。  
また、養育費の取り決めや、支払い請求については、手続きに関する助言、指導以前に母子家庭の母があきらめてしまうケースも多いため、法律的な助言にとどまらず、励ましながらの指導、助言を行っている。(埼玉県)
- 母子福祉資金の修学資金等の相談時に養育費のことを説明することにより、貸付に至らず、養育費の取得により修学費用が工面できたケースがある。(奈良県)
- 養育費の取り決めについては、離婚時に覚書にて取り決めをしているケースが多々あり、受取に困難をきたしているため、協議離婚の場合は、公正証書を必ず作成するように指導している。(熊本県)

母子自立支援プログラム策定件数実績（平成18年4月～12月）

都道府県・指定都市			中核市			一般市		
1	北海道	3	62	旭川市	—	100	足利市	8
2	青森県	35	63	函館市	—	101	栃木市	11
3	岩手県	16	64	青森市	0	102	佐野市	6
4	宮城県	—	65	秋田市	—	103	鹿沼市	15
5	秋田県	—	66	郡山市	—	104	日光市	26
6	山形県	—	67	いわき市	0	105	太田原市	6
7	福島県	30	68	宇都宮市	43	106	那須塩原市	21
8	茨城県	—	69	川越市	—	107	さくら市	4
9	栃木県	38	70	船橋市	—	108	那須烏山市	8
10	群馬県	9	71	横須賀市	—	109	下野市	2
11	埼玉県	3	72	相模原市	4	110	桐生市	0
12	千葉県	—	73	新潟市	—	111	太田市	2
13	東京都	—	74	富山市	—	112	港区	73
14	神奈川県	—	75	金沢市	—	113	杉並区	122
15	新潟県	—	76	長野市	—	114	荒川区	26
16	富山県	2	77	岐阜市	—	115	魚津市	0
17	石川県	86	78	浜松市	—	116	黒部市	0
18	福井県	3	79	豊橋市	—	117	砺波市	2
19	山梨県	31	80	豊田市	—	118	南砺市	2
20	長野県	—	81	岡崎市	—	119	小松市	112
21	岐阜県	—	82	堺市	10	120	加賀市	4
22	静岡県	—	83	高槻市	—	121	富士吉田市	3
23	愛知県	3	84	東大阪市	—	122	南アルプス市	11
24	三重県	—	85	姫路市	2	123	上野原市	5
25	滋賀県	—	86	奈良市	—	124	犬山市	0
26	京都府	—	87	和歌山市	—	125	知多市	2
27	大阪府	—	88	岡山市	—	126	福知山市	5
28	兵庫県	—	89	倉敷市	—	127	岸和田市	31
29	奈良県	50	90	福山市	0	128	泉大津市	53
30	和歌山県	—	91	下関市	27	129	貝塚市	73
31	鳥取県	8	92	高松市	—	130	泉佐野市	0
32	島根県	—	93	松山市	—	131	河内長野市	0
33	岡山県	4	94	高知市	—	132	柏原市	42
34	広島県	0	95	長崎市	—	133	羽曳野市	16
35	山口県	4	96	熊本市	0	134	泉南市	33
36	徳島県	47	97	大分市	—	135	四条畷市	31
37	香川県	—	98	宮崎市	—	136	樺原市	17
38	愛媛県	—	99	鹿児島市	—	137	五條市	23
39	高知県	—				138	香芝市	7
40	福岡県	17				139	浜田市	0
41	佐賀県	61				140	美作市	0
42	長崎県	89				141	三次市	1
43	熊本県	—				142	山陽小野田市	2
44	大分県	6				143	嬉野市	2
45	宮崎県	—				144	沖繩市	0
46	鹿児島県	—					合計	2,402
47	沖繩県	35						
48	札幌市	9						
49	仙台市	56						
50	さいたま市	114						
51	千葉市	13						
52	横浜市	160						
53	川崎市	58						
54	静岡市	12						
55	名古屋市	5						
56	京都市	49						
57	大阪市	359						
58	神戸市	41						
59	広島市	—						
60	北九州市	53						
61	福岡市	—						

- ※1 都道府県、指定都市、中核市の「—」は、事業未実施の自治体である。  
 ※2 一般市については、事業実施自治体のみ掲載。  
 ※3 プログラム策定件数が「0」の自治体の中には、平成19年1月から事業を開始している自治体もある。

# －母子自立支援プログラム策定事業好事例について－

## 相談員の配置

- プログラム策定員は、児童扶養手当の窓口課に配置し、母子寡婦福祉貸付資金及び母子家庭自立支援給付金の窓口を兼ね、児童扶養手当の支給から、生活支援、就労支援まで一体的な支援に努めている。(小山市、貝塚市、泉南市、山陽小野田市)
- 母子家庭等就業・自立支援センターにプログラム策定員を設置し、センターから離れている地区には、毎月1回各福祉事務所を巡回して就業相談を行っている。(福井県、島根県、神戸市ほか)

## 対象者へのアプローチ

- 就業支援は児童扶養手当の支給開始直後から取り組むことが効果的であると考えられることから、手当の申請に訪れた機会を捉え、まず初回の相談(就労意欲の確認)を行い、約1か月後の認定の際に具体的な就労相談を行うなどの工夫を行っている。(貝塚市)
- 一方的な情報提供では、就労意欲の把握に一定の限界がみられることから、児童扶養手当現況届時における個人面談を通じ把握に務めている。(山梨県、那須烏山市)
- 児童扶養手当現況届受付期間内では、多数を相手に面接をすることが困難なので、本事業に関心を持つ者を対象に、就労支援セミナーを実施している。(横浜市)
- 本人から提出される事業利用希望届けと、プログラム策定員による面接等を経て支援を決定する体制を採用しており、就労意欲の高い対象者を集めることが可能となっている。(沖縄県)
- 児童扶養手当現況届で「求職活動中」と記載している受給者に対して、文書を送るとともに、ハローワーク、履歴書の書き方、面接の受け方等を盛り込んだ「自立支援のしおり」、「求職活動ガイドブック」を窓口で配付している。(四條畷市ほか)

## 相談援助面での工夫

- 策定員が、就業相談に加え、面接方法、履歴書記入方法等を援助するとともに、保育所担当課と調整し、求職活動中の保育所入所を可能とした。(栃木県小山市)
- 窓口でハローワークのインターネットサービスを活用した求人情報の提供を行うほか、定期的な情報提供や相談に当たっては、相談者の職歴・希望や本人の意向等を考慮した支援を行っている。(青森県、栃木県足利市)
- 毎週月曜日に求人広告を取りまとめ窓口での閲覧できるようにするとともに、街中で貼り出されている求人情報を収集し、情報提供している。(大阪府貝塚市)
- 平日夜間、土曜日に受講料無料の職業訓練講座(医療事務、簿記3級、パソコン)を市単独事業で開講している。プログラム策定員が、講座設定から、講師の招聘、会場予約、受講生募集、受講生のケアまで一連の作業を行っている。(大阪府)

## ハローワークとの連携

- 自治体として、母子自立支援プログラム策定件数の目標値を設定するとともに、ハローワークにおいても就職目標を設定し、計画的な就労支援を進めている。(青森県)
- 事業開始時にハローワーク担当者と相互の業務内容について確認するとともに、母子家庭の母の就労の実情や管内の雇用失業情勢について理解を深めることで、連携しやすい環境作りを行った。あわせて、母子自立支援プログラム策定員がハローワークを積極的に訪ね、就職支援セミナーの開催情報や求人情報を積極的に把握し、相談場面で活用している。(青森県)

# 母子自立支援プログラム策定事業（個別事例）

## <事例1>

就業意欲は高いが漠然とした就職希望が、プログラム策定や就業支援セミナーへの参加を通じて、具体的な目標に転化し、短期間で就職が実現したケース。（福島県）

世帯構成	本人（46歳）と子ども5人（2人は成人、15歳（中3）、12歳（小6）、3歳）の6人世帯。
本人の経歴	高校の家庭科を卒業後、7年間製造業に従事。結婚後の就労経験は乏しく、元夫が従事していた重機関係を手伝う程度（20年間）。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚に伴い生活費を得る必要から就労意欲が高かったため、センター相談員が、センター主催の「就業支援セミナー」への参加を提案。講師（企業人事担当経験者）から履歴書の書き方や面接時の対応の方法等を学ぶ。また、セミナー終了後の講師を交えた意見交換会へ参加することにより、就職に対する自信を深めることにつながった。</li> <li>更に、センターが地方の求職者のために実施している巡回職業相談に求職者登録を行うとともに、インターネットや求人広告なども利用し積極的に就職活動に取り組む。同時に、ハローワークへ支援要請。本人の年齢が高いこともあり、就職に至るまで困難が予想されたが、ハローワークは希望に合った求人情報をピックアップして提供するなどきめ細かな支援を行う一方で、本人も求人へ積極的に応募するなど意欲的な就職活動を行った。</li> </ul>
結果	センターから情報提供したハローワークの公開求人により短期間（1か月程度）で採用決定。センターの講習会により本人の就業意欲を喚起できたこと、プログラム策定事業による支援を通じ、就職したいという希望が具体的な目標となったこと、本人の積極的な求人情報収集など行動をひきだせたことが、短期間で就職につながったものと考えられる。

## <事例2>

自発的な就職活動では上手くいかなかったため、プログラム策定員とハローワーク、それぞれの特性を生かした支援を行い、転職が決定したケース。（福島県）

世帯構成	本人（25歳）と子ども（4歳）の2人世帯
本人の経歴	離婚後勤務していた職場は、始業時間が早く子どもと過ごす時間を犠牲にせざるを得ないため、転職を決意。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に人気が高い事務職でパートタイムの就業を希望。前職を辞めてからの生活費は、児童扶養手当、養育費、貯金を充てていた。</li> <li>本人は控えめで物静かな性格である。一方有効な就業支援策を講ずるためには、ハローワーク担当者との円滑な意思疎通が不可欠であるため、支援開始当初は、ハローワーク担当者→本人→プログラム策定員→ハローワーク担当者の支援プロセスで、プログラム策定員が両者の橋渡し役となった。</li> <li>次第に、ハローワーク担当者が、就労希望地の雇用情勢、職種、勤務時間など本人希望を考慮したきめ細かな支援を行うことにより、プログラム策定員を間に介さずに、直接相談できる環境が醸成される一方で、プログラム策定員は、就職活動、子どものこと、生活資金など生活環境全般についての相談に応じた結果、少しずつ自信を取り戻すようになった。</li> </ul>
結果	プログラム策定員が、本人とハローワーク担当者との橋渡し役を務める等のきめ細かな支援により、少しずつ自信を取り戻すとともに、事務職での就業が厳しい雇用情勢を理解して希望職種を転換し、製造業での再就職（パート）に決定した。前職を辞めてから2か月半での決定であった。

### <事例3>

相談者の意向や状況を考慮した就業支援を行うとともに、就職後も母子福祉貸付金による経済的な支援を行うことにより、自立を支援したケース。（青森県）

世帯構成	本人（39歳）と11歳（小6）の2人世帯
本人の経歴	夫を病気で亡くし、長女の精神状態が不安定になったため、介助員として勤務していた養護学校を退職し、アルバイト等で生活をつなぐ厳しい生活を送っていた。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・長女の精神状態が安定してきたため、就職活動に取り組んだものの、上手くいかなかったため、健康福祉こどもセンターが管内の児童扶養手当受給者全員に送付したプログラム策定事業のパンフレットを頼りに、センターに相談に訪れる。</li><li>・養護学校における介助員としての勤務経験と官公署における臨時職員として勤務した経験を活かすことができる介護職か事務職を希望したため、ハローワークへ支援要請。</li><li>・ハローワークは、相談者がホームヘルパー2級の資格を所持していること、雇用情勢が全国最下位レベルで非常に厳しい状況にあること、長女が小学校を卒業するまでは夜勤ができない状況にあることなど、相談者の意向を踏まえ、求人需要が少ない事務職を追いかけるよりも、早期再就職が実現できる介護職を提案。</li></ul>
結果	デイサービス事業を実施している介護施設にパートタイマーで就職が決定。初任給が支給されるまでの間の生活資金を工面するため、母子福祉貸付金（生活資金）を活用。就職決定後も、センター主催のパソコン講習会を受講するなど、スキルアップを目指す。真面目な勤務態度が事業主の目に留まり、正社員への雇用転換を誘われるまでに至る。（正社員になると夜勤業務があるため、長女が小学校を卒業するまで待ってもらっている状況にある。）

### <事例4>

離婚した後、前夫からの養育費とパート収入で生計を維持していたが、養育費が支払われなくなり生活に困窮したため、職業訓練を受講。就職に結びついたケース。（山口県山陽小野田市）

世帯構成	本人（39歳）と13歳（中学生）と11歳（小学生）の3人世帯
本人の経歴	離婚後の就労経験は、ファミリーレストランでパートタイマーで勤務する程度。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・離婚した後、前夫からの養育費とパート収入で生計を維持していたが、養育費が支払われなくなったため、生活費に困窮し、母子寡婦福祉貸付金について相談するため、市役所の窓口を訪れる。</li><li>・相談した結果、生活資金を半年間借り入れることとし、自分で就職活動を行うことにしたが、相談中に涙ぐむことがあるなど、かなり精神的に不安定な状況にあることが伺えた。</li><li>・その後、パソコンが使えないこと、母子家庭であることを理由として、就職活動が思うように進まないため、プログラム策定員に相談が持ちかけられたため、ハローワークに支援要請。準備講習付き職業訓練のITビジネスパソコン講座を受講し、介護保険事務、パソコンの基本技能を習得。</li></ul>
結果	職業訓練修了後、ほどなくして自宅近くの医院に常勤職員として就職が決定。



### <事例5>

準備講習付き職業訓練と試行（トライアル）雇用奨励金を活用し、派遣社員から正社員への転職に成功したケース。（奈良県）

世帯構成	本人（42歳）と17歳（高校生）の2人世帯
本人の経歴	平成17年に離婚。結婚前後に派遣社員やパートタイマーとして、宅配関係、パソコン講師、印刷関係事務など様々な職種に従事。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・派遣社員の契約期間が満了する直前に、正社員として転職できる年齢の限界を感じていた。また、子どもの進学費用を確保するために安定した仕事に就く必要性を感じ、センターに就業相談のため来所。</li><li>・子どもが進学を控え親子関係も緊張する一方で、本人も精神的な不安を抱えていたが、センター相談員と相談を重ねることにより、正社員として転職するためには、簿記などの会計分野のスキルアップを図る必要があるとの結論に至ったため、準備講習付職業訓練への参加を勧奨。</li><li>・3か月のビジネスコンピュータ科の職業訓練を受講し、同じ職業訓練のコースを受講している母子家庭の母と交流を深め、転職に向けた自信を深めるとともに、月に1回ハローワークの就職支援ナビゲーターとの面談にも休むことなく参加するなど、積極的な求職活動を続ける一方で、ハローワークも個別求人開拓を行うなどきめ細やかな支援を行った。</li></ul>
結果	ハローワークが開拓した求人（事務職）に応募し、3か月間のトライアル雇用で採用。熱心な勤務態度などが認められ、正社員への転職に成功。

### <事例6>

ハローワークにおける指導により4ヶ月弱で正社員での就職が可能になったケース。（宇都宮市）

世帯構成	本人（38歳）と高校生と実母の3人世帯
本人の経歴	内職からパート採用になり8年目だが、収入が低いため、土日はアルバイトもしている。住まいも市の最北部にあり、通勤には制約を伴う。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・正社員として安定した雇用条件の元で働きたいとの希望で、ハローワークの専任のスタッフによる本人の経歴、居住環境等を踏まえた、きめ細かな指導（ハローワークの利用方法、面接練習、希望勤務条件に即した求人開拓）</li></ul>
結果	短期間で正社員への就職に結びつき、収入もパートの倍になった。

## 平成19年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領（案）

### 1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて重要であり、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条において、「国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。」と規定されている。とりわけ、平成19年度は特別措置法の最終年度を迎えることから、就業支援に一層力を入れて取り組んでいく必要がある。このため、平成19年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

### 2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2) 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

### 3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は公募とするとともに（自薦他薦を問わない。）、地方公共団体より推薦を受け付ける。（推薦用紙は別添様式1～3のとおり）

### 5 募集期間

平成19年3月1日～平成19年3月31日までの約1か月間

### 6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局においてヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、上記3の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

### 7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

### 8 受賞企業の発表及び表彰

平成19年4月末までを目途に行う。

### 9 事務局（問い合わせ先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室  
電話：03-5253-1111（内線7959）  
ファクシミリ：03-3595-2663

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【自薦用】（様式1）

ふりがな 企業等名	推薦企業の担当者連絡先					
					所属部局課室名	
ふりがな 所在地	担当者氏名					
	連絡先電話番号					
ふりがな 代表者氏名	連絡先ファクシミリ					
	Eメールアドレス					
従業員数について	①従業員数 (19年3月1日現在) (①=②+③)	人	②従業員数のうち 正社員数	人	③従業員数 のうち非正 社員数	人
	④母子家庭の母 の従業員数 (19年3月1日現在) (④=⑤+⑥)	人	⑤母子家 庭の母の 従業員数 のうち正 社員数	人	⑥母子家庭 の母の従 業のうち 非正社員 数	人
取引額について	⑦直近の 総取引額 (平成 年度)		円	⑧ ⑦のうち母子寡婦 団体等との取引額		円
母子家庭の 就業促進に 係る考え方 やこれまでの 具体的な取 組み (過去3か年程度)						
その他参考 となる事項						

(注)

- 「従業員数について」欄と「取引額について」欄は、いずれか顕著な実績を上げているものを、自薦者の判断で適宜選択して記載すること原則とする。ただし、双方の欄に記載することを妨げるものではない。
- 「正社員」、「非正社員」の区分については、自薦企業等で通常使用している基準に基づき整理して差し支えない。
- 「④母子家庭の母の従業員数」欄は、「①従業員数」欄の内数となるように留意すること。
- 「取引額について」欄は、自薦企業等における直近の取引額を記載すること。
- 「従業員数について」欄、「取引額について」欄、「母子家庭の母の就業促進に係る考え方やこれまでの具体的な取り組み」欄、「その他参考となる事項」欄については、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【他薦用】（様式2）

ふりがな 企業等名		
ふりがな 所在地		
ふりがな 代表者氏名		
上記の企業等を 推薦する理由に ついて		
上記の企業等 を推薦する者 のことについて	ふりがな 推薦者名	
	連絡先	
その他参考とな る事項		

(注)

- 1 「上記の企業等を推薦する理由について」欄は、番号を付記し箇条書きで列挙するとともに、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。
- 2 推薦者の方には、後日必要に応じて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室から、推薦する企業等のご担当者との連絡先等についてお伺いさせていただく場合がありますので、御了知願います。

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【地方公共団体用】（様式3）

ふりがな 企業等名		推薦者の連絡先				
		都道府県名				
ふりがな 所在地		所属部局課室名				
		担当者氏名				
ふりがな 代表者氏名		連絡先電話番号				
		Eメールアドレス				
従業員数 について	①従業員数 (19年3月1日現在) (①=②+③)	人	②従業員 数のうち 正社員数	人	③従業員数 のうち非正 社員数	人
	④母子家庭の母 の従業員数 (19年3月1日現在) (④=⑤+⑥)	人	⑤母子家 庭の母の 従業員数 のうち正 社員数	人	⑥母子家庭 の母の従 業のうち 非正社員 数	人
取引額 について	⑦直近の 総取引額 (平成 年度)	円		⑧ ⑦のうち母子寡婦 団体等との取引額	円	
上記の企業 を推薦す る理由に ついて						
その他参考 となる事項						

(注)

- 「従業員数について」欄と「取引額について」欄は、いずれか顕著な実績を上げているものを、推薦者の判断で適宜選択して記載すること原則とする。ただし、双方の欄に記載することを妨げるものではない。
- 「正社員」、「非正社員」の区分については、推薦企業等で通常使用している基準に基づき整理して差し支えない。
- 「④母子家庭の母の従業員数」欄は、「①従業員数」欄の内数となるように留意すること。
- 「取引額について」欄は、推薦企業等における直近の取引額を記載すること。
- 「従業員数について」欄、「取引額について」欄、「上記の企業等を推薦する理由について」欄、「その他参考となる事項」欄については、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。

## 母子寡婦福祉貸付金の償還に係る各自治体独自の取組例について

- 保健福祉事務所（貸付業務担当所）14か所に各1名ずつ償還協力員を配置するとともに、毎年9～12月を償還対策特別強化月間とし償還促進を図っている。あわせて、窓口において口座振替を奨励している。
- 「文書」より「電話」、「電話」より「面談」による償還指導が効果が大きいことから、平成16年より保育所保育料など他の滞納も併せて訪問徴収できる体制を整備するとともに、休日や夜間に訪問できる体制とした。これにより文書等の催告には何年も応じなかった滞納者から償還が開始される等の効果がみられた。
- 償還対策会議を必要により開催するとともに、貸付時において独自の説明書を使用し、借受人（保証人）に説明後、承知した旨の署名を記載してもらう。保証人についても可能な限り面接を行い、保証の意思確認と責任について説明している。納入が遅れがちな借受人に対しては月賦を勧奨し、督促の文面に新規貸付への支障や違約金等を記載している。
- きめ細かな生活指導等により将来の資金計画設計を指導し、本人も将来資金繰りに困らないよう納得するまで話し合う。修学資金等は進学する児童とも話をし、将来の生活設計ができるよう貸付を行う。
- 償還促進会議、事例検討会を開催するとともに、平成15年より毎年12月を償還促進月間とし、各市の督促状・催告状と同時に県で作成した催告書の送付や、電話催告及び家庭訪問を集中的に実施している。また、市の実態調査を実施し、質疑応答集を配布するとともに、借受人あてパンフレットを作成、配布している。
- 年度当初に、当該年度に償還する者すべてに年間償還予定を通知する。日頃から滞納者との連絡をこまめに取り、償還者の現在の生活状況などを把握し、収入の時期に合わせ訪問する。

## 母子寡婦福祉貸付金償還率について

### ① 母子福祉資金

#### 【都道府県】

区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	32.1	4.8	75.9
2 青森県	61.3	13.5	88.5
3 岩手県	65.4	15.6	86.8
4 宮城県	69.2	18.2	85.1
5 秋田県	70.5	19.5	86.2
6 山形県	51.1	13.6	84.2
7 福島県	55.4	20.6	82.1
8 茨城県	58.6	9.9	89.2
9 栃木県	42.7	10.7	81.6
10 群馬県	49.6	6.8	86.7
11 埼玉県	57.7	12.1	85.1
12 千葉県	53.0	11.6	82.5
13 東京都	27.7	9.3	63.9
14 神奈川県	30.0	4.6	77.2
15 新潟県	59.1	13.9	92.1
16 富山県	44.8	7.7	86.9
17 石川県	86.8	20.5	92.0
18 福井県	54.3	9.4	89.0
19 山梨県	50.1	11.7	81.9
20 長野県	60.7	7.5	87.6
21 岐阜県	67.7	15.5	89.0
22 静岡県	51.7	7.8	87.4
23 愛知県	72.2	16.8	91.5
24 三重県	35.0	5.5	80.7
25 滋賀県	77.7	23.0	95.3
26 京都府	52.8	8.0	88.0
27 大阪府	33.6	4.4	79.1
28 兵庫県	53.5	8.3	89.3
29 奈良県	47.3	10.2	84.2
30 和歌山県	71.0	9.4	96.1
31 鳥取県	52.8	14.8	87.3
32 島根県	53.8	10.6	89.2
33 岡山県	55.0	6.7	89.0
34 広島県	61.9	13.6	90.0
35 山口県	38.2	5.1	84.7
36 徳島県	41.8	5.5	90.7
37 香川県	58.8	11.2	90.9
38 愛媛県	55.5	4.6	87.6
39 高知県	64.3	19.5	93.9
40 福岡県	44.6	10.5	83.1
41 佐賀県	44.7	14.1	80.4
42 長崎県	45.0	15.7	76.6
43 熊本県	69.2	17.9	95.4
44 大分県	49.0	13.6	83.4
45 宮崎県	50.6	11.5	83.0
46 鹿児島県	44.2	12.0	81.3
47 沖縄県	31.5	10.9	72.6

#### 【指定都市、中核市】

区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	37.3	11.4	73.8
49 仙台市	26.6	7.3	63.2
50 さいたま市	55.1	8.5	82.3
51 千葉市	50.2	6.1	83.6
52 横浜市	32.2	3.0	76.2
53 川崎市	29.3	6.0	73.2
54 静岡市	53.7	2.6	87.9
55 名古屋市	38.9	6.1	79.2
56 京都市	26.5	3.9	69.5
57 大阪市	25.8	3.4	70.3
58 堺市	34.0	3.5	75.6
59 神戸市	34.3	7.0	81.9
60 広島市	51.5	7.4	85.3
61 北九州市	45.4	8.6	84.1
62 福岡市	20.2	2.7	67.1
63 旭川市	25.7	6.8	69.0
64 函館市	14.0	1.2	54.6
65 秋田市	67.5	12.4	86.5
66 郡山市	45.6	14.9	75.2
67 いわき市	49.5	17.2	76.7
68 宇都宮市	37.1	6.2	80.0
69 川越市	79.8	23.2	94.6
70 船橋市	56.1	13.2	86.3
71 横須賀市	22.0	5.6	50.5
72 相模原市	34.3	3.4	78.1
73 新潟市	37.5	2.4	83.7
74 富山市	49.0	9.8	87.5
75 金沢市	50.7	7.0	92.1
76 長野市	44.8	8.2	82.2
77 岐阜市	51.4	7.0	85.3
78 浜松市	53.6	5.6	87.1
79 豊橋市	68.8	9.9	89.3
80 豊田市	53.9	14.6	74.2
81 岡崎市	70.3	13.3	86.8
82 高槻市	48.0	4.4	82.0
83 東大阪市	39.8	0.4	78.8
84 姫路市	50.2	4.8	87.8
85 奈良市	52.7	16.7	81.7
86 和歌山市	46.3	6.0	89.9
87 岡山市	40.9	6.6	83.3
88 倉敷市	56.4	17.7	81.9
89 福山市	40.0	11.9	82.2
90 下関市	30.5	3.7	66.2
91 高松市	34.2	5.5	78.1
92 松山市	46.7	16.5	79.2
93 高知市	44.2	9.2	86.3
94 長崎市	54.6	21.1	78.3
95 熊本市	48.2	16.6	79.6
96 大分市	47.5	15.9	77.8
97 宮崎市	37.1	11.8	77.4
98 鹿児島市	19.8	4.1	64.7
全国平均	48.1	10.1	82.2